

2、社長手島覺次郎を排す

3、賃金値上の件

→下集配仲仕は手数料の割前

店四分

仲仕六分

絶対的

→上ホーム仲仕一日賃金壹圓八拾錢

絶対的

→辨償は店半分仲仕半分

→シート、自轉車、車力及その修繕代、税金は店持ち

→制服は年二回給與のこと

4、本事件解決の後参加仲仕より一名の犠牲者も出さざること

九、經過並解決條件

五月二十二日早朝より罷業を決定した仲仕は伊田町榮町の木賃宿を爭議團本部として籠城し連名を以て退職届を會社側に提出した。

會社側は他店より五名の應援を求め臨時七名事務員三名を雇入れて専業を繼續すると共に爭議團より提出せる退職届を受理し既に属備關係なしと表面強硬なる態度を示したが内面にて臨時仲仕の作業不馴と補充に困難を來し早急解決を希望したのである。

爭議團は會社側が復職を要望するものと豫想し居りたる處一向其の模様なき爲不安を感じ五月二十三日伊田驛長を訪問款項費の提出方を依頼し調停方を懇願した

調停を決意した伊田驛長は同日午後九時半驛長室に双方代表を招致し協議したる處驛長に解決一任したる爲次項腹案を作成提示した結果双方異議なく承認し解決したのである。

十、解決條件

1、集配關係の配分割合は從來通り運送店、仲仕各五分とし其の